

令和 4 年 12 月 7 日

令和 4 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和四年広島県議会十二月定例会議案目次（その二）

県第 百一 号	広島県手数料条例の一部を改正する条例……………	一
県第 百二 号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	三〇
県第 百三 号	広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	三三
県第 百四 号	工事請負契約の変更について……………	三八
県第 百五 号	財産の減額譲渡について……………	四〇
県第 百六 号	権利の放棄について……………	四二
県第 百七 号	反訴の提起について……………	四六
県第 百八 号	損害賠償の額を定めることについて……………	四八
県第 百九 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五〇
県第 百十 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五二
県第 百十一 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	五四
県第 百十二 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	五六
県第 百十三 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	五八
県第 百十四 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	六〇
県第 百十五 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	六二
県第 百十六 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	六四
県第 百十七 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	六六
県第 百十八 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	六八
県第 百十九 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	七〇
県第 百二十 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	七二
県第 百二十一 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	七四

県第百二十二号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……七六
県第百二十三号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……七八
県第百二十四号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……八〇
県第百二十五号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……八二
県第百二十六号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……八四
県第百二十七号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……八六
県第百二十八号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……八八
県第百二十九号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	……九〇
県第百三十号	当せん金付証券の発売総額について	……九二
県第百三十一号	有料道路の事業内容の変更の同意について	……九四

県第百一号議案

広島県手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例の一部を改正する条例案
 広島県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第一条関係）	別表（第二条関係）	別表（第一条関係）	別表（第二条関係）
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて、規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて、規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて、規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて、規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

(第五条第一項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を受けた場合において、五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号(以下「基準省令」という。)、第十條第一号イ②及びロ②の基準)以下「誘導仕様基準」という。)に適合している場合)適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同じ。)にあっては、一九、〇〇〇円)

(第五条第一項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を受けた場合において、五、〇〇〇円)

二 低炭素建築物新築等計画により建築等しようとする住宅が「一」に掲げる住宅以外の場合にあっては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額ただし、三に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸数が一戸のもの 三、七、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合)は、五、〇〇〇円)

2) 住戸数が一戸を超え

二 (略)

1 住戸数が
一戸のもの
三、七、
〇〇〇〇円

(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては五、
〇〇〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
てゐる場合
にあつては
一、九、〇〇
〇円)

2 住戸数が
一戸を超え
五戸以内の
もの
七、五、
〇〇〇円

(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては一、
〇、〇〇〇
円、誘導仕
様基準に適
合してゐる
場合にあつ
ては三、六、
〇〇〇円)

3 住戸数が
五戸を超え
一〇戸以内
のもの

三 (略)

1 住戸数が
一戸のもの
三、七、
〇〇〇円

(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合は、
五、〇〇〇
円、
一、八、六、
〇〇〇円)

2 住戸数が
一戸を超え
五戸以内の
もの
七、五、
〇〇〇円

(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては、
一、〇、〇〇
〇円)

3 住戸数が
五戸を超え
一〇戸以内
のもの

8) 住戸数が
二〇〇戸を
超え三〇〇
戸以内のも
の
五、四、一、
〇〇〇円

(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合は、
一、七、四、
〇〇〇円)

9) 住戸数が
三〇〇戸を
超えるもの
六、三、五、
〇〇〇円

(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合は、
一、八、六、
〇〇〇円)

一〇五、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は一六九、〇〇〇円)
 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
 一四八、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二九、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は二四、〇〇〇円)
 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
 二一三、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては四九、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は二一、〇〇〇円)
 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
 三〇五、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八七、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は二六、〇〇〇円)

一〇五、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は一六九、〇〇〇円)
 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
 一四八、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二九、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は二四、〇〇〇円)
 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
 二一三、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては四九、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は二一、〇〇〇円)
 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
 三〇五、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八七、〇〇〇円、誘導仕
 様基準に適合している場合は二六、〇〇〇円)

<p>(略)</p> <p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に對する審査</p>	<p>(略)</p> <p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に對する審査</p>	<p>(略)</p> <p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更しようとする住宅が一戸建ての住</p>			<p>10 27 (略)</p>	
<p>(略)</p> <p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に對する審査</p>	<p>(略)</p> <p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に對する審査</p>	<p>(略)</p> <p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更しようとする住宅が一戸建ての住</p>			<p>10 27 (略)</p>	
			<p>7 住戸数が一〇〇〇戸を超え二〇〇戸以内のも</p> <p>の 四一三、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一三八、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にある場合は二四一、〇〇〇円)</p> <p>8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のも</p> <p>の 五四一、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七四、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にある場合は二〇二、〇〇〇円)</p> <p>9 住戸数が三〇〇戸を超え四〇〇戸以内のも</p> <p>の 六三五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にある場合は二一七、〇〇〇円)</p>			
			<p>7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のも</p> <p>の 四一三、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一三八、〇〇〇円)</p> <p>8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のも</p> <p>の 五四一、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七四、〇〇〇円)</p> <p>9 住戸数が三〇〇戸を超え四〇〇戸以内のも</p> <p>の 六三五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円)</p>			

宅の場合
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合)は二、五〇〇円、
勝導仕様基準に適合している場合であれば九、五〇〇円)

宅の場合
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合)は二、五〇〇円)

二 低炭素建築物新築等計画を変更しよとする住宅が
一に掲げる住宅以外の場合
にあつては、当該住宅に係る変更の認定を受けようとする住戸数の一から九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸数が一戸のもの
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一、五〇〇円)

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
三七、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五、〇〇〇円)

3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
五二、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五〇〇円)

けた場合は、
 八五〇〇
 円、
 4) 住戸数が
 一〇戸を超
 え二五戸以
 内のもの
 七四、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅住
 能評価を受
 けた場合は、
 一四、五〇
 〇円)
 5) 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 一〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅住
 能評価を受
 けた場合は、
 二四、五〇
 〇円)
 6) 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 一五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅住
 能評価を受
 けた場合は、
 四三、五〇
 〇円)
 7) 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅住
 能評価を受
 けた場合は、
 六九、〇〇
 〇円)
 8) 住戸数が
 二〇〇戸を
 超え三〇〇
 戸以内のも
 の
 二七〇、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅住
 能評価を受
 けた場合は、
 八七、〇〇
 〇円)
 9) 住戸数が
 三〇〇戸を

三 (略)

1 住戸数が
一戸のもの
一八、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては二、
五〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
九、五〇〇
円)

2 住戸数が
一戸を超え
五戸以内の
もの
三七、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては五、
〇〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
一八、〇〇
〇円)

3 住戸数が
五戸を超え
一〇戸以内
のもの
五二、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては八、
五〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
二五、五〇
〇円)

4 住戸数が
一〇戸を超
え二五戸以
内のもの
七四、

三 (略)

1 住戸数が
一戸のもの
一八、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては二、
五〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
九、五〇〇
円)

2 住戸数が
一戸を超え
五戸以内の
もの
三七、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては五、
〇〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
一八、〇〇
〇円)

3 住戸数が
五戸を超え
一〇戸以内
のもの
五二、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては八、
五〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
二五、五〇
〇円)

4 住戸数が
一〇戸を超
え二五戸以
内のもの
七四、

超えるもの
三二七、
五〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては九、
三、〇〇
〇円)

○○○○円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては
 四、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にある
 ては三七、
 〇〇〇円)
 5 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 一〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては二
 四、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にある
 ては二〇、
 〇〇〇円)
 6 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 一五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては四
 三、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にある
 ては八四、
 五〇〇円)
 7 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては六
 九、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にある
 ては二〇、
 〇〇〇円)

○○○○円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は
 一四、五〇
 〇円)
 5 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 一〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては二
 四、五〇
 〇円)
 6 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 一五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は
 四三、五〇
 〇円)
 7 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は
 六九、〇〇
 〇円)

二号イ(2)及びロ(2)の基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあっては、
 〇〇〇円
 〇〇〇円
 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの
 四〇、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合において、二〇、〇〇〇円)

2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの
 四〇、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円)

二 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で住戸の部分のみの認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの

七三、
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、一〇、
 〇〇〇円)
 2) 住戸の床
 面積の合計
 が三〇〇平
 方メートル
 以上二、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一三、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、二一、
 〇〇〇円)
 3) 住戸の床
 面積の合計
 が二、〇〇
 〇平方メー
 トル以上五
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 二〇八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、四八、
 〇〇〇円)
 4) 住戸の床
 面積の合計
 が五、〇〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 二九八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、八五、
 〇〇〇円)
 三
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合で非
 住宅部分のみ
 の認定を受け
 ようとする場
 合にあつては、
 当該建築物に
 係る認定を受
 けようとする
 非住宅部分の

準に適合している場合
 31 非住宅部
 分の床面積の合計が二
 〇〇〇平方メートル以
 上二、〇〇〇平方メー
 トル未満のもの
 三九〇、〇〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書を提出する場
 合にあっては二八、〇
 〇〇円、非住宅建築物
 のモデル建築物誘導基
 準に適合している場合
 にあっては一五五、〇
 〇〇円、
 41 非住宅部
 分の床面積の合計が二
 〇〇〇平方メートル以
 上五、〇〇〇平方メー
 トル未満のもの
 五五七、〇〇〇円
 (誘導基準)
 適合図書を提出する場
 合にあっては八五、〇
 〇〇円、非住宅建築物
 のモデル建築物誘導基
 準に適合している場合
 にあっては二五〇、〇
 〇〇円、
 51 非住宅部
 分の床面積の合計が五、
 〇〇〇平方メートル以
 上一〇、〇〇〇平方メ
 ートル未満のもの
 六八七、〇〇〇円
 (誘導基準)

二、建築物エネルギー消費性
能向上計画に
より新築等し
ようとする建
築物が一に掲

適合図書を提出する場合であつては二三五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合であつては三二七、〇〇〇円、
61 非住宅部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五〇〇〇平方メートル未満のもの、八二〇、〇〇〇円、
（誘導基準適合図書を提出する場合であつては一七〇、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合であつては三九三、〇〇〇円）、
71 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの、九二五、〇〇〇円、
（誘導基準適合図書を提出する場合であつては二二二、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合であつては四六一、〇〇〇円）、
四、建築物エネルギー消費性能向上計画に
より新築等し
ようとする建
築物が一に掲

げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積（基準省令第十三条第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積）の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七三、〇〇〇円
 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一〇、〇〇〇円）
 誘導基準適合している場合にあっては三〇〇〇円
 2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一、二二二、

げる建築物以外の場合に建築物全体の認定を受けようとする場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積（基準省令第十三条第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積）の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七三、〇〇〇円
 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一〇、〇〇〇円）
 2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一、二二二、

○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は二一、〇
 ○〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては六
 〇、〇〇〇
 円)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 ○〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二〇八、
 ○〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は四八、〇
 ○〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては一
 ○九、〇〇
 〇円)

4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 ○〇〇平方
 メートル以
 上のも
 二九八、
 ○〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は八五、〇
 ○〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては一
 六五、〇〇
 〇円)

5 一 略

三) 法第三十四
 条第三項各号
 に掲げる事項
 を記載しよう
 とする建築物
 エネルギー消
 費性能向上計
 画にあつては、
 当該計画に係

○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は二一、
 ○〇〇円)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 ○〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二〇八、
 ○〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は四八、
 ○〇〇円)

4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 ○〇〇平方
 メートル以
 上のも
 二九八、
 ○〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は八五、
 ○〇〇円)

5 一 略

五) 法第三十四
 条第三項各号
 に掲げる事項
 を記載しよう
 とする建築物
 エネルギー消
 費性能向上計
 画にあつては、
 当該計画に係

	(略)	る建築物一棟 ごとに一及び 二に掲げる区 分に応じ当該 区分に定める 額を合算した 額
法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査	(略)	る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額
	(略)	1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一八、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合は二、五〇〇円、基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)の基準(以下「誘導仕様基準」といふ。)に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において「二〇」にあつては「九、〇〇〇円」) 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合がある場合(以下「二〇〇円」) 二 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で住戸の部
法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査	(略)	1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一八、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合は二、五〇〇円) 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二、五〇〇円)

トル以上の
 もの
 一四九、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、四二、
 五〇〇円)
 三
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画を
 変更しようとする
 建築物が
 一に掲げる建
 築物以外の場
 合で非住宅部
 分のみの認定
 を受けようと
 する場合にあ
 っては、当該
 建築物に係る
 変更の認定を
 受けようとす
 る非住宅部分
 の床面積の合
 計の1から7
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額。ただし、
 四に掲げる建
 築物に係る変
 更の認定を併
 せて受けよう
 とする場合は、
 手数料を徴収
 しない。
 1 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一〇〇、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は五、〇〇
 〇円、非住
 宅建築物の
 モデル建築
 物誘導基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては四
 六、〇〇〇
 円)
 2 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ

二 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積（基準省令第十三条第三項第二号に規定する数値により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業・国土交通省令第一号）附則第二項若しくは第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同省令による改正前の基準省令第四条第三項第二号に規定する数値により評価に受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積（合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受

四 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積（基準省令第十三条第三項第二号に規定する数値により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業・国土交通省令第一号）附則第二項若しくは第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同省令による改正前の基準省令第四条第三項第二号に規定する数値により評価に受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積（合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部

けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 三六、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場
 合にあつては五、〇〇円、誘導
 仕様基準に適合している場合にあつては一七、五〇〇円)

2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場
 合にあつては一〇、五〇〇円、誘
 導仕様基準に適合して
 いる場合にあつては三
 〇、〇〇円)

3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇四、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を

分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 三六、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場
 合は、五、〇〇〇円)

2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を提出する場
 合は、一〇、五〇〇円)

3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇四、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を

提出する場合
 合は二四〇〇〇円
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては五
 四、五〇〇
 円)
 4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 一四九、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は二、五
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては八
 二、五〇〇
 円)
 5 11 (略)
 三) (略)
 1 認定を受
 けた建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画又は
 複数建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画にお
 ける建築物
 に変更の事
 由が生じる
 場合にあり
 ては、変更
 の事由が生
 じる建築物
 一棟ごとに
 一及び二に
 掲げる区分
 に応じ、当
 該区分に定
 める額を合
 算した額
 2 認定を受
 けた建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画又は
 複数建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画に新
 たに法第三

提出する場合
 合は二四
 〇〇〇円)
 4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 一四九、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は二、五
 〇〇円)
 5 11 (略)
 五) (略)
 1 認定を受
 けた建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画又は
 複数建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画にお
 ける建築物
 に変更の事
 由が生じる
 場合にあり
 ては、変更
 の事由が生
 じる建築物
 一棟ごとに
 一から四ま
 でに掲げる
 区分に応じ
 、当該区分
 に定める額
 を合算した
 額
 2 認定を受
 けた建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画又は
 複数建築物
 エネルギー
 消費性面向
 上計画に新
 たに法第三

(略)	(略)	(略)	十四条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては、当該記載に係る建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の一及び二に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	十四条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては、当該記載に係る建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の一から四までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
法律名	事務の区分	法律名	事務の区分
旅券法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する一般旅券の発給手数料	一般旅券の発給手数料	旅券法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する一般旅券の発給手数料	一般旅券の発給手数料
金額	法第二十條第二項の規定に該当する場 合 一又は二に掲げる区分に六十七に定める額に二、〇〇〇円を加えた額 一に掲げる場合以外の場合 一 市町を經由して交付する場合 二、〇〇〇円 二 一に掲げる場合以外の場合 六、〇〇〇円	金額	一 市町を經由して交付する場合 二、〇〇〇円 二 一に掲げる場合以外の場合 六、〇〇〇円
法第二十條第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加	(略)	法第二十條第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加	(略)
法第二十條第一項第一号に規定する一般旅券の渡航先の追加	(略)	法第二十條第一項第一号に規定する一般旅券の渡航先の追加	(略)
法第二十條第一項第一号に規定する一般旅券の渡航先の追加	(略)	法第二十條第一項第一号に規定する一般旅券の渡航先の追加	五〇〇円

附則
 (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年三月二十七日

(経過措置)

2 前項第二号に規定する日前にされた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の新設など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第百二一〇号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案
 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	市町	第二条（略）	市町
九の七（略） (1) 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実確認（法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は緊急の必要がある場合であつて別に規則で定める場合を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。） (2)（略） (3) 法第三条第五項の規定による現有旅券の確認 (4) 法第八条第一項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求 (5) 法第八条第二項若しくは第三項後段又は法第十九条第五項の規定による返納旅券の受理 (6) 法第八条第三項の規定による出頭の免除	（略）	九の七（略） (1) 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実確認（法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は緊急の必要がある場合であつて別に規則で定める場合を除く。(2)から(5)までにおいて同じ。） (2)（略） (3) 法第八条第一項（法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求 (4) 法第八条第二項の規定による出頭の免除	（略）

<p>(7) 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び紛失又は焼失の事実の確認並びに確認のための書類の提示又は提出の要求</p>		<p>(5) 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(6) 法第十九条第五項の規定による返納旅券の受理</p> <p>(7) (略)</p>	
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>七の二 (旅券法関係) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第八条第一項(法第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による出頭者への一般旅券の交付</p> <p>(3) 法第八条第三項の規定による適当な方法による一般旅券の交付</p> <p>(4) (略)</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>七の二 (旅券法関係) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第八条第一項(法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による出頭者への一般旅券の交付</p> <p>(3) 法第八条第二項の規定による適当な方法による一般旅券の交付</p> <p>(4) 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補申請の受理</p> <p>(5) (略)</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県立もみのき森林公園について、利用料金制の対象となる施設の範囲を見直すこと等により、民間事業者の投資と創意工夫による公園の魅力向上を図るため、この条例案を提出する。

県第百四号議案

工事請負契約の変更について

令和二年県第百三号議案により契約を締結することについて議決を得た県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 請負金額	円 二、五六八、七二一、三〇〇	三 請負金額	円 二、四六九、五〇〇、〇〇〇
四・五 (略)		四・五 (略)	

(提案理由)

令和二年県第百三号議案により契約を締結することについて議決を得た県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他工事の請負契約については、労働単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、県議会の議決を求めらる。

県第百五号議案

財産の減額譲渡について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を減額して譲渡することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 財産の表示

所在地	種別	地目	面積	譲渡価格	相手方
広島市佐伯区五日市港一丁目二番三	土地	雑種地	一〇〇、〇一〇・〇七平方メートル	三、七八〇、三八〇、六四六円	東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 カルビー株式会社

(提案理由)

工業用地として造成した県有財産を、カルビー株式会社に減額して譲渡するため、県議会
会の議決を求める。

県第百六号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 放棄する権利
消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権
- 二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成五年度	一〇五、〇〇〇円
	平成六年度	一四八、〇〇〇円
	平成七年度	一四八、〇〇〇円
	平成八年度	一四八、〇〇〇円
	平成九年度	一四八、〇〇〇円
	平成一〇年度	一四八、〇〇〇円
	平成一一年度	一四八、〇〇〇円
	平成一二年度	七四、〇〇〇円
	平成一四年度	四八、四〇〇円
	平成一五年度	一〇〇、八〇〇円
	平成一六年度	一〇〇、八〇〇円
	平成一七年度	一〇〇、八〇〇円
	平成一八年度	一〇〇、八〇〇円
	平成一九年度	一〇〇、八〇〇円
	平成二〇年度	一〇〇、八〇〇円
	平成二一年度	一〇〇、八〇〇円
	平成二二年度	一〇〇、八〇〇円
	平成三三年度	五〇、四〇〇円
	平成一八年度	一七五、〇〇〇円
県営住宅使用料	昭和五五年度	五一、〇〇〇円
	昭和五九年度	一七九、四〇〇円

県立病院使用料及び手数料

昭和六〇年度	一七一、二〇〇円
昭和六一年度	二一、四〇〇円
昭和六三年度	三〇、九〇〇円
平成元年度	二一、二〇〇円
平成二年度	一九二、一一〇円
平成三年度	二二二、八〇〇円
平成四年度	四〇四、一〇〇円
平成五年度	二二〇、八〇〇円
平成六年度	二二七、四〇〇円
平成七年度	一三二、一九〇円
平成八年度	四八七、四二〇円
平成九年度	三九七、三〇〇円
平成一〇年度	五八七、三一〇円
平成一一年度	五八七、七七二円
平成一二年度	一六〇、二〇〇円
平成一四年度	一八三、七七〇円
平成一五年度	七八一、三〇〇円
平成一六年度	五一、八〇〇円
平成一七年度	二二六、七〇〇円
平成一八年度	三五七、一〇六円
平成一九年度	五一〇、一〇〇円
平成二〇年度	三六六、八〇〇円
平成二一年度	八六五、一〇〇円
平成二二年度	一六〇、八〇〇円
平成三三年度	一二九、三〇〇円
平成一七年度	一三八、三六〇円
平成二一年度	二五、四二〇円
平成二二年度	五七七、五六〇円
平成三三年度	八、四三〇円
平成三四年度	四、六四〇円
平成三五年度	六四、〇八〇円

高等学校授業料	平成二六年度	二、六九〇円
	平成二七年度	二〇四、九四〇円
	平成二九年度	五九、四二〇円
	平成三〇年度	六〇、七四〇円
	平成一九年度	八、九六四円
	平成二〇年度	二九、七〇〇円
平成二一年度	五九、四〇〇円	

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

(提案理由)

令和四年七月二十六日に提起された原告〇〇〇〇と被告広島県の間の広島地方裁判所令和四年(ワ)第九七一号損害賠償請求事件において、広島県に生じたパトカーの損害について、裁判による一体的な解決を図る必要があるため、反訴の提起について、県議会の議決を求めらる。

県第百八号議案

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定により、次のおり損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 損害賠償額 二七、九一三、四一〇円
- 二 債権者 世羅郡世羅町

(提案理由)

令和四年五月十九日に発生した施設管理の瑕疵による事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

県第百九号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県民文化センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県民文化センター

二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区橋本町五番一―号

株式会社 R C C文化センター

広島市西区商工センター二丁目三番一―号

株式会社 イズミテクノ

三 指定の期間

令和五年四月一日から

令和十年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県民文化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のおり広島県立もみのき森林公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立もみのき森林公園

二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目三番一二号

株式会社 第一ビルサービス

東京都目黒区中目黒三丁目三番二号

株式会社 Recamp

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社 ステップアウト

三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和二十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立もみのき森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四條の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十一号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり牛小屋高原公園施設の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

牛小屋高原公園施設

二 指定管理者となる団体の名称

山県郡安芸太田町大字横川七四〇番地一

株式会社 恐羅漢

三 指定の期間

令和五年四月一日から

令和十年三月三十一日まで

(提案理由)

牛小屋高原公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十二号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

竹原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

竹原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 竹原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（竹原市情報公開条例（平成十一年竹原市条例第十五号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>第一条 竹原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（竹原市情報公開条例（平成十一年竹原市条例第十五号）及び竹原市個人情報保護条例（平成十六年竹原市条例第三号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

竹原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十三号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

三原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

三原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 三原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（三原市情報公開条例（平成十七年三原市条例第十二号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 三原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（三原市情報公開条例（平成十七年三原市条例第十二号）及び三原市個人情報保護条例（平成十七年三原市条例第十三号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

三原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十四号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

府中市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

府中市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 府中市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び府中市情報公開条例（平成十一年府中市条例第十六号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 府中市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中市個人情報保護条例（平成七年府中市条例第十七号）及び府中市情報公開条例（平成十一年府中市条例第十六号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

府中市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十五号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変
更の協議について

庄原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

庄原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 庄原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（庄原市情報公開条例（平成十七年庄原市条例第十五号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 庄原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（庄原市情報公開条例（平成十七年庄原市条例第十五号）及び庄原市個人情報保護条例（平成十七年庄原市条例第十六号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

庄原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十六号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 大竹市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（大竹市情報公開条例（平成十一年大竹市条例第二十一号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 大竹市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（大竹市情報公開条例（平成十一年大竹市条例第二十一号）及び大竹市個人情報保護条例（平成十六年大竹市条例第十三号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十七号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 東広島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び東広島市情報公開条例（平成十五年東広島市条例第三十一号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 東広島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（東広島市個人情報保護条例（平成十三年東広島市条例第六号）及び東広島市情報公開条例（平成十五年東広島市条例第三十一号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十八号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成十二年条例第一号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成十二年条例第一号）及び廿日市市個人情報保護条例（平成十二年条例第二十二号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十九号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 安芸高田市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（安芸高田市情報公開条例（平成十六年安芸高田市条例第十四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び安芸高田市公文書等の管理に関する条例（平成二十三年安芸高田市条例第四十五号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 安芸高田市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（安芸高田市情報公開条例（平成十六年安芸高田市条例第十四号）、安芸高田市個人情報保護条例（平成十六年安芸高田市条例第十五号）及び安芸高田市公文書等の管理に関する条例（平成二十三年安芸高田市条例第四十五号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求めらる。

県第二百一十号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 江田島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（江田島市情報公開条例（平成十七年江田島市条例第七号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 江田島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（江田島市情報公開条例（平成十七年江田島市条例第七号）及び江田島市個人情報保護条例（平成十七年江田島市条例第八号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百一十一号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変
更の協議について

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 府中町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中町情報公開条例（昭和五十八年府中町条例第十号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 府中町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中町情報公開条例（昭和五十八年府中町条例第十号）及び府中町個人情報保護条例（平成十五年府中町条例第五号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百一十二号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

海田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

海田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 海田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（海田町情報公開条例（平成十七年海田町条例第五号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 海田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（海田町情報公開条例（平成十七年海田町条例第五号）及び海田町個人情報保護条例（平成十七年海田町条例第六号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

海田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求めらる。

県第百二十三号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

熊野町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

熊野町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 熊野町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（熊野町情報公開条例（平成十三年熊野町条例第三号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 熊野町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（熊野町情報公開条例（平成十三年熊野町条例第三号）及び熊野町個人情報保護条例（平成十七年熊野町条例第十一号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

熊野町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百二十四号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変
更の協議について

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 坂町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（坂町情報公開条例（平成十六年坂町条例第十二号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び坂町特定個人情報保護条例（平成二十七年坂町条例第二十三号））に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 坂町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（坂町情報公開条例（平成十六年坂町条例第十二号）、坂町個人情報保護条例（平成十七年坂町条例第七号）及び坂町特定個人情報保護条例（平成二十七年坂町条例第二十三号））に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百二十五号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更
更の協議について

安芸太田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更
に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の
規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸太田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成
二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 安芸太田町（以下「甲」という。）は、 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八 号）の規定により同法第八十一条第一項の機 関の権限に属させられた事項を処理する事務 （安芸太田町情報公開条例（平成十六年安芸 太田町条例第八号）及び個人情報保護に關 する法律（平成十五年法律第五十七号）に基 づく処分に係るものを除く。以下「委託事務 」という。）を広島県（以下「乙」という。） に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 安芸太田町（以下「甲」という。）は、 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八 号）の規定により同法第八十一条第一項の機 関の権限に属させられた事項を処理する事務 （安芸太田町情報公開条例（平成十六年安芸 太田町条例第八号）及び安芸太田町個人情報 保護条例（平成十六年安芸太田町条例第九号） に基づく処分に係るものを除く。以下「委 託事務」という。）を広島県（以下「乙」と いう。）に委託する。</p>

(提案理由)

安芸太田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百一十六号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

北広島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

北広島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 北広島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（北広島町情報公開条例（平成十七年北広島町条例第十二号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を北広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 北広島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（北広島町情報公開条例（平成十七年北広島町条例第十二号）及び北広島町個人情報保護条例（平成十七年北広島町条例第十三号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を北広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

北広島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百一十七号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 大崎上島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（大崎上島町情報公開条例（平成十五年大崎上島町条例第九号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 大崎上島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（大崎上島町情報公開条例（平成十五年大崎上島町条例第九号）及び大崎上島町個人情報保護条例（平成十七年大崎上島町条例第二号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求めらる。

県第二百二十八号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 世羅町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（世羅町情報公開条例（平成十六年世羅町条例第九号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 世羅町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（世羅町情報公開条例（平成十六年世羅町条例第九号）及び世羅町個人情報保護条例（平成十六年世羅町条例第十号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百二十九号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

神石高原町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

神石高原町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 神石高原町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び神石高原町情報公開条例（平成十六年神石高原町条例第十一号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 神石高原町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（神石高原町個人情報保護条例（平成十六年神石高原町条例第十号）及び神石高原町情報公開条例（平成十六年神石高原町条例第十一号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

神石高原町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第三百二十号議案

当せん金付証券の発売総額について

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第四条第一項の規定により、令和五年度に発売できる当せん金付証券の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求めらる。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和五年度に発売できる当せん金付証券の発売総額は、次のとおりとする。

一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和五年度に発売できる当せん金付証券の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。

県第三百三十一号議案

有料道路の事業内容の変更の同意について

広島県道路公社から道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条第一項の規定により、安芸灘大橋有料道路の事業内容を変更することについて同意を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。
令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸灘大橋有料道路の事業内容の一部を次のとおり変更することについて同意する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>六（略） （注一）（略） （注二）（略）</p>	<p>六（略） （注一）（略） （注二）（略）</p> <p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された次の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。</p> <p>なお、この障害者割引は平成十五年十二月一日から実施する。 ただし、平成十五年十一月三十日において、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金の割引証を提出する自動車は、平成十六年五月三十一日までの間、従前のおり、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載</p>
<p>イ 割引を適用する自動車 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に</p>	<p>イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載</p>

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(一)又は(二)の要件を満たすものとして、広島県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手續がなされた自動車

(一) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)(二) 広島県道路公社が別に定めるところのもの

(一) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)一の第三に定める障害の程度に基づき広島県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)(二) 手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)(三) 広島県道路公社が別に定めるもの

また、上記(一)又は(二)の要件を満たす自動車以外の自動車であつても、広島県道路公社が別に定めるものについては、広島県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率
現金で徴収する料金の割引率を五十%以下とする。

されているもので、乗車定員十人以下のもの。以下同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が四人以上十人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切りされているもので最大積載量が五百キログラム以下のもの。以下同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が十人以下のもの。以下同じ。)(二) 又は二輪自動車(総排気量が〇・一二五リットルを超えるもの。以下同じ。)

(一) で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)(二) が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者一人につき一台に限る。)(三) ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であつて、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)(を除外)

ロ 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者)のうち、次表の上欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる

等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、その障害の総合の程度が同表の下欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発見第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について（別紙）」の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発令第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1（一）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分	障害の程度
視覚障害	一級から三級までの各級及

(提案理由)

広島県道路公社から安芸灘大橋有料道路の事業内容を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

